

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出と申出について

- 公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）は、土地売買に際して、届出義務と一定期間の譲渡制限を設け、必要であれば譲受人に優先して地方公共団体が買い受けるための協議を行うことを可能にすることで、公共用地の取得と整備を進めることを目的としています。一定面積以上の土地を有償で譲渡しようとするときは、市に届出が必要となります。
- また、土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、申し出ることができます。

届出について（民間の売買）

○都市計画区域内の土地で、次の土地を有償で譲渡しようとする場合には、届出が必要です。

- イ 都市施設（都市計画決定された道路・公園・下水道等）にかかる 200 m²以上の土地
- ロ 市街化区域内 5,000 m²以上の土地
- ハ その他法第 4 条第 1 項に定めのある土地

○届出者及び届出先について

土地を有償で譲渡しようとする人（土地所有者）は、譲渡（契約）しようとする日の 3 週間前までに、有償譲渡届出書に必要書類を添付して、開発指導課へ届出をしてください。

申出について

○次に掲げる土地について、地方公共団体等による買取りを希望する場合は、申し出ることができます。

- イ 都市計画区域内の 100 m²以上の土地
- ロ 都市計画区域外の都市計画施設等の予定区域にある 100 m²以上の土地

○届出者及び届出先について

土地の所有者は、土地買取希望申出書に必要事項を添付して、開発指導課へ届出をしてください。

土地譲渡の制限期間

○届出・申出をした土地は、次に挙げる日又は通知がある日まで譲渡（売買など）することができません。

- イ 届出をした日から起算して 3 週間を経過するか、買取らない旨の通知がある日まで
- ロ 買取り協議を行う旨の通知があった日から起算して 3 週間を経過する日まで

届出書・申出書に添付する書類について

○提出部数は 2 部（正本 1 部、写し 1 部）です。添付書類はコピーしたものでも結構です。

位 置 図	土地の位置を明らかにした縮尺 25,000 分の 1 程度の地形図（都市計画図等）
案 内 図	土地及び付近の状況を明らかにした縮尺 2,500 分の 1 程度の地形図（ゼンリン地図等）
公 図	土地の形状を明らかにした図面
土地登記簿謄本	所有権の所在を証する書面
求 積 図	一筆の土地の一部の申請の場合に添付

担 当：沼津市 都市計画部 開発指導課
電 話：055-934-4761（直通）